

官公需共同受注事業規約

(目的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第 7 条（事業）の規定に基づき、組合が行なう官公庁からの工事等の共同受注（以下「官公需共同受注」という。）に必要な手続き、方法その他の事項について定め、もって官公需共同受注の増進と円滑な運営を図ることを目的とする。

(官公需共同受注の対象工事等)

第 2 条 組合は、次に掲げるものを官公需共同受注の対象とする。

- (1) 1 件10千円以上の受注金額となる管、水道施設、土木工事及び舗装工事
- (2) 年間契約をしている給配水管維持管理業務
- (3) 前各号に定める工事に付帯する工事

2 前項の規定にかかわらず、発注官公庁が組合を指名した場合には、官公需共同受注の対象とすることができる。

(官公需共同受注の主体)

第 3 条 官公需共同受注事業に係わる工事の施工管理主体は組合とする。

(理事及び施工担当組合員の責任)

第 4 条 理事及び第 7 条において定める施工担当組合員は、官公需共同受注事業に係わる工事に関し、連帯して責任を負わなければならない。

(組合員との競合の禁止)

第 5 条 組合は、原則として、官公需共同受注の事業を行うに際し、組合員との競合をしてはならない。

(官公需共同受注の決定)

第 6 条 組合は、官公需共同受注契約を締結しようとするときは、共同受注委員会の意見等を参考に理事会において決定するものとする。

(施工担当組合員及び分担工事の決定)

第 7 条 組合は、官公需共同受注契約を締結したときは、すみやかに当該受注工事の施工担当組合員及び担当工事（工程、仕様）を決定しなければならない。

2 前項の決定は、別に定める施工担当組合員選定基準に基づき、共同受注委員会の議を経て理事会において決定する。

3 組合員は、施工担当の決定を受けたときは、仕様その他、定められた条件のもとに誠実にこれを履行し、特別の事情を除きこれを拒んではならない。

4 組合は、発注官庁の契約内容に変更が生じたときは、第 1 項の決定を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(官公需共同受注事業企画・調整委員会)

第 8 条 組合は、共同受注に係る工事施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行うため、官公需共同受注事業企画・調整委員会を設置しなければならない。

(現場代理人)

第 9 条 組合は、官公需共同受注に係る工事の規模等により現場代理人を置くものとし、理事長がこれを委嘱する。

(組合の技術職員の職務等)

第 10 条 組合の技術職員は、官公需共同受注に係わる工事の施工現場において、施工担当組合員及び現場代理人との密接な連携のもとに、主任技術者として技術上の総合的な監督指導に当たるものとする。

(施工担当組合員相互間の責任の分担)

第 11 条 施工担当組合員がその分担施工した工事に関し、発注官公庁及び第三者に与えた損害は、当該施工担当組合員がこれを負担するものとする。

2 施工担当組合員が他の施工担当組合員に損害を与えた場合は、その責任につき関係組合員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、共同受注委員会の意見を基に理事会において決定する。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 3 条に規定する組合の工事請負契約の主体としての責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 12 条 この規約に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における組合員の脱退)

第 13 条 施工担当組合員のうち、工事途中において脱退した者がある場合には、他の施工担当組合員が代わって当該工事を分担施工する。

2 前項において工事の完成が困難な場合には、他の組合員を施工担当組合員とすることができる。

3 前項の施工担当組合員の決定に当たっては、第 7 条の規定を準用する。

(瑕疵担保責任)

第 14 条 各施工担当組合員は、受注した工事が完成し、発注官公庁に引き渡した後においても、当該工事に瑕疵があったときは、連帯してその責任を負わなければならない。

(組合を脱退する組合員の責任)

第 15 条 施工担当組合員は、組合を脱退した後においても当該工事に関し、連帯して責任を負わなければならない。

2 前項の責任については、第 11 条の規定を準用する。

(検査等)

第16条 組合は、組合員の施工担当工事に関して工事請負契約に定められた仕様に合致しているかどうかを検査するものとする。

2 組合は、工事の施工に当たって必要があるときは、施工担当組合員の施工方法、使用資材及び機器等について検査することができる。この場合施工担当組合員は、これを忌避し又は妨げてはならない。

3 施工担当組合員は、前2項の検査により所用の措置を講ずるよう理事長より通知されたときは、誠実にこれを履行しなければならない。

(工事代金の支払い)

第17条 組合は、施工担当組合員に対して、理事会の定めるところにより、工事の代金を支払うものとする。

2 前項の代金の支払いは、原則として毎月20日締切の上、40日以内に支払うものとする。

(共通費の分担及び徴収)

第18条 工事の施工に関する共通の経費等については、分担施工した工事の内容により共同受注委員会において、各施工担当組合員の分担額を決定するものとする。

2 組合は、前項の金額を前条の代金から控除するものとする。

(事業利用の拒否等)

第19条 組合は官公需共同受注に関して、本規約に違反し又は本事業の円滑な運営を妨げた組合員に対し、理事会の議決により一定期間本事業の利用を拒否することができる。

(規約に定めない事項の措置)

第20条 この規約に定めのない事項については、理事会の決定によるものとする。

附 則

この規約は、平成12年6月19日から施行する。